二　法第十四条第一項第二号の事務所の電話番号、電子メールアドレス及びファクシミリの番号

三　［略］

（認定の申請書の添付書類）

第八条　［略］

2　法第十四条第二項第八号ロの内閣府令で定める書類は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する損益計算書であって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条に規定する公益認定を受けている者が作成したものとする。

3　［略］

（変更の届出）

第十二条　［略］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　［略］

二　法第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第八条第三項に掲げる書類の内容に変更を生じた場合　変更後の内容に係る当該書類（第八条第三項第三号に掲げる書類にあっては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）

3　法第十八条の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　［略］

（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。）

二　法第十四条第一項第二号の事務所の電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレス

三　［同上］

（認定の申請書の添付書類）

第八条　［同上］

［項を加える。］

2　［同上］

（変更の届出）

第十二条　［同上］

2　前項の届出書には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　［同上］

二　法第十四条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号に掲げる書類に記載した事項の変更に伴い第八条第二項に掲げる書類の内容に変更を生じた場合　変更後の内容に係る当該書類（第八条第二項第三号に掲げる書類にあっては、役員又は専門委員が新たに就任した場合（再任された場合を除く。）に限る。）

3　法第十八条の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一　［同上］

二　法第十四条第二項第七号の書類に記載した事項のうち次に掲げるもの

イ　適格消費者団体である法人の社員（個人に限る。）の数（その変更後の数が、法第十三条第一項の認定、法第十七条第二項の有効期間の更新若しくは法第十九条第三項若しくは法第二十条第三項の認可を受けたとき、法第十八条の規定による届出をしたとき又は法第三十一条第五項の規定による提出をしたときの社員（個人に限る。）の数のうち最近のものよりも十分の一以上増加し、又は減少した場合を除く。）

ロ　［略］

（伝達の方法）

第十八条　法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　書面の写しの交付、電子メールを送信する方法、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法

（業務及び経理に関する帳簿書類）

第二十一条　法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

四　差止請求情報収集提供業務の概要を記録したもの

五～七　［略］

八　会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において「会費等」という。）について、次に掲げる事項を記録したもの

イ　会費等（ロに規定する寄附金を除く。）の納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一

二　法第十四条第二項第七号の書類に記載した事項のうち次に掲げるもの

イ　適格消費者団体である法人の社員（個人に限る。）の数（その変更後の数が、法第十三条第一項の認定、法第十七条第二項の有効期間の更新若しくは法第十九条第三項若しくは法第二十条第三項の認可を受けたとき、法第十八条の規定による届出をしたとき又は法第三十一条第六項の規定による提出をしたときの社員（個人に限る。）の数のうち最近のものよりも十分の一以上増加し、又は減少した場合を除く。）

ロ　［同上］

（伝達の方法）

第十八条　法第二十三条第五項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　［同上］

二　書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法

（業務及び経理に関する帳簿書類）

第二十一条　法第三十条に規定する内閣府令で定める業務及び経理に関する帳簿書類とは、次に掲げるものとする。

一～三　同上］

四　差止請求情報提供業務の概要を記録したもの

五～七　同上］

八　会費、寄附金その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一項第一号及び第二項第一号において「会費等」という。）について、次に掲げる事項を記録したもの

イ　会費等（ロに規定する寄附金を除く。）の納入、寄附その他これらに類するもの（以下本号及び第二十五条第一